

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【令和 7 年度】

※1～6, 9:施設所管課記入
7:指定管理者記入
8:指定管理者及び施設所管課記入

指定管理者名	大崎市古川南部コミュニティ推進委員会
施設所管課	まちづくり推進課

1. 施設名

施設名	大崎市古川南部コミュニティセンター	施設の住所	大崎市古川北稲葉一丁目1番16号
		電話番号	

2. 施設の概要

設置年月日	平成18年3月30日	設置条例等	大崎市コミュニティセンター条例
設置目的	地域住民の自主的な地域活動を通じ、新しい近隣社会づくりを促進するため。		
施設の内容	ホール、調理室、和室、創作室、講義室ほか		
利用料金	ホール1,500円／4時間、調理室1,000円／4時間、和室1,000円／4時間、創作室1,000円／4時間、講義室1,000円／4時間、全館5,000円／4時間		
閉館日、開館時間	午前9時～午後9時(休館日は設けていない)		

3. これまでの管理運営状況

期 間	管 理 形 態	管理受託者又は指定管理者等
平成 18 年度～平成 27 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他 3	大崎市古川南部コミュニティ推進委員会
平成 28 年度～令和 7 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他 3	大崎市古川南部コミュニティ推進委員会
年度～	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	

4. 現指定管理者の指定期間

指定期間	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和13年 3月31日 (5 年 0 ヶ月)		
選定方法	2	1.公募 (応募者数: 団体)	2.非公募

5. 指定管理料

令和 7 年度(ア)	令和 6 年度(イ)	(ア) - (イ)
0 千円	0 千円	0 千円

※(ア)は当該年度、(イ)は前年度とし、それぞれ決算額ベース。

6. 指定管理者が行う管理運営業務の内容

指定事業(業務)・施設及び整備の維持管理に関する業務 ・利用の許可、取消し等に関する業務 ・利用料金の徴収、減免及び返還に関する業務 ・その他市長が必要と認める業務
自主事業:

7. 利用実績等

(1)利用者数

(単位:人, 件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和 6 年度	697	1,068	1,219	910	937	1,360	1,109	1,015	939	882	952	1,167	12,255
令和 7 年度	915	927	1,030	1,051	1,564	794	736	1,049	682	1,121	910	848	11,627

主な増減要因	月ごとの増減はあるものの、増減の要因として特筆すべき点はなし。 すべて行政区内の利用であり、地区イベントの参加者の増減に依存する。
--------	--

※上段に前年度実績を記載し、下段に当該年度実績を記載すること。

※指定事業に係る利用者数を記載し、自主事業による人数・件数は記載しないこと。

(2)利用料金収入

(単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和 6 年度	167	155	162	139	133	112	125	146	140	166	153	204	1,802
令和 7 年度	135	129	120	116	98	81	116	115	138	162	135	162	1,507

主な増減要因	利用回数の増減によるもの。
--------	---------------

※上段に前年度実績を記載し、下段に当該年度実績を記載すること。

※指定事業に係る利用料金を記載し、自主事業による収入は記載しないこと。

(3)サービス向上や利用者数の増加等のために実施した主な取組み

当コミュニティセンターについては、11行政区で構成されており、地区住民相互の親睦と健康福祉の増進、文化の向上を目的に事業推進を展開している。自主事業として「いきいき百歳体操」「親子で昔のふるさとの話を聞く会」「あすなろキッズフェスティバル」等を実施しており、特に令和6年度は7年ぶりに「第12回ふれあいまつり」を復活することで地域の親睦と文化の向上に資することができた。

また、高齢者や障がい者が利用できるよう、車いすの設置や障がい者トイレの整備を行った。

(4)施設利用者の主な声やその対応状況

当センターの利用者は、11行政区の住民はもとより、施設利用の利便性から、他地域からの利用者も多く、自家用車での来訪者が多い状況である。そのため、駐車場の不足をきたすことがあることから、現在利用されていないゲートボール場のぬかるみを解消し、駐車スペースを増やし、利用者の利便性向上を図りたく要望されていたことから令和8年度に工事を実施する予定とした。

また、玄関階段が二段となっているが、夕方になると一段と間違い転倒する事案が発生したため、階段が二段と分かるようペンキを使用して対応した。

(5)施設の管理運営における課題

常時、無人の施設であり、管理者が不在の時の施設管理が課題である。

8. 管理運営状況

評価項目	評価基準	自己評価	所管評価
------	------	------	------

1 施設全般の管理運営に関する業務 ※ 該当しない項目については、「－」を記入してください。

(1) 人員配置	管理運営に必要な人員及び有資格者を配置している。	△	○
(2) 職員研修	業務に必要な職員研修や教育等を適切に行っている。	○	○
(3) 管理記録	各種の管理記録(業務日誌等)を適切に整備、保管している。	◎	○
(4) 安全管理	日常の安全管理や緊急時のマニュアル整備等の体制を整備している。	○	○
(5) 清掃・維持管理	施設、設備等の保守点検や維持管理等を適切に行っている。	◎	○
(6) 施設等の修繕	施設や備品等の修繕を適切に行っている。	○	○

2 利用者に関する業務

(1) 利用状況	事業計画書等に基づく利用者数や施設の稼働率がある。	○	○
(2) 利用料金	利用料金の設定、徴収、減免、還付等の手続きを適切に行っている。	○	○
(3) 利用者満足度	利用者ニーズの把握に向けた取組みを行っている。	○	○

3 事業の実施

(1) 指定事業	仕様書、事業計画書に基づく事業を実施している。	○	○
(2) 自主事業	施設の設置目的に沿った自主事業を実施している。	○	○

4 個人情報の取扱い

(1) 個人情報の保護	協定書等に基づき適切に個人情報を取扱っている。	◎	○
-------------	-------------------------	---	---

5 管理運営業務の収支等

(1) 収支状況	事業計画書等に基づく妥当な事業収支である。	○	○
(2) 効率的な運営	経費の節減や利用料金収入の向上に向けた取組みを行っている。	○	○
(3) 経理事務	専用口座、帳簿等を備え、適切な経理事務を行っている。	◎	○

評価	評価の考え方
◎ (優良)	協定書や事業計画書等より優れた内容で管理運営を行った。
○ (良好)	協定書や事業計画書等に基づき適正な管理運営を行った。
△ (課題有)	協定書や事業計画書等を下回る内容であり、一部の業務に改善が必要である。
× (改善要)	協定書や事業計画書等に基づく管理運営が行われなかったため改善を要する。

9. 施設所管課の総合評価

施設内が清潔に保たれ、利用者の利便性向上のために適切な措置が取られている。大崎市古川南部コミュニティセンターの管理に関する基本協定書に基づき適切に管理されている。